

議第46号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第205号中「第14条第7項（同条第15項）」を「第14条第6項（同条第13項）」に改め、同号の表中「第15項」を「第13項」に改め、同項第206号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同項第206号の2の表中「第14条第8項」を「第14条第7項」に改め、同項第307号の表イの項中「310円」を「610円」に改め、同表ロの項中「320円」を「640円」に改め、同条第1項第395号中「33,000円」を「33,000円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（次号において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により当該申請を行う場合にあっては、26,500円）」に改め、同項第396号中「33,000円」を「33,000円（電子情報処理組織を使用する方法により当該申請を行う場合にあっては、26,500円）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、第2条第1項第307号の表、第395号及び第396号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

提 案 理 由

家畜検査手数料等の額の適正化を図る等のため提案するものである。

議第47号

山形県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

山形県行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県行政手続条例の一部を改正する条例

山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第15条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「の規定」を「及び第4項の規定」に、「中「」を「及び第4項中「」に、「名あて人」を「名宛人」に、「と、」を「と、同項中」に改め、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第16条の」を「第4項並びに第16条の」に、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提 案 理 由

行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知に係る公示の方法を見直すため提案するものである。

議第48号

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「令和3年3月県条例第7号」を「令和8年3月県条例第 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

5年後を目途として山形県産業廃棄物税条例の施行状況について検討を加えることとするため提案するものである。

議第49号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第15項事務の欄第1号中「送付」を「送付（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年12月県条例第62号）第3条第1項の規定によりこれらの項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下この項において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により当該申請書の提出が行われる場合を除く。））」に改め、同欄第2号中「含む」を「含む。以下この号において同じ」に、「受付」を「受付（法第7条第1項の規定による県の建築主事に対する申請にあつては、電子情報処理組織を使用する方法により当該申請が行われる場合を除く。））」に改め、同欄第5号中「受付」を「受付（電子情報処理組織を使用する方法により当該届出が行われる場合及び法第6条の2第1項又は第18条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物に係るものを除く。））」に改め、同欄第6号中「送付」を「送付（電子情報処理組織を使用する方法により当該通知書の提出が行われる場合を除く。））」に改め、同欄第7号中「受付」を「受付（電子情報処理組織を使用する方法により当該通知が行われる場合を除く。））」に改め、同欄第15号中「受付」を「受付（法第87条第1項において準用する法第7条第1項の規定による県の建築主事に対する届出にあつては、電子情報処理組織を使用する方法により当該届出が行われる場合を除く。））」に改め、同表第47項市町村の欄中「及び尾花沢市」を「、尾花沢市及び飯豊町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に同法の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項の規定により飯豊町の長が執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、飯豊町の長がした処分その他の行為又は飯豊町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

提 案 理 由

条例による事務処理の特例として、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち農用地利用集積等促進計画の認可に係るものを飯豊町が処理することとする等のため提案するものである。

議第50号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「以下」を「別表第2において」に、「同表第1項」を「別表第1第1項」に改める。

別表第1第5項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同項第2号中「もの」を「もの（従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触するものに限る。）と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売するものを除く。）」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売するもの
前項第8号、第9号、第12号、第13号及び第15号から第17号まで

別表第1第7項第1号中「うち」を「うち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する飲食店営業」に改め、同表第8項第1号中「含む」を「含み、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く」に改め、同項第4号中「にあつては」を「（これらの飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する飲食店営業を除く。）にあつては」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

飲食店営業のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売するものに係る施設について公衆衛生の見地から必要な基準を定めるため提案するものである。

議第51号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例
山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）の一部を
次のように改正する。

別表中	円 19,800	を	円 22,100	に改める。
	14,900		17,000	
	62,800		75,600	
	8,970		9,500	
	62,400		65,800	
	8,970		9,500	
	50,600		53,300	
	8,970		9,500	
	880		960	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

保健所及び衛生研究所の手数料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第52号

山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成29年12月県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第8条中「同条第7項第1号」を「同条第7項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 算定政令第9条第7項第2号イ(2)の一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内で、知事が定める。

第11条中「同条第5項第1号」を「同条第5項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 算定政令第10条第5項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内で、知事が定める。

第14条中「同条第5項第1号」を「同条第5項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 算定政令第11条第5項第2号イ(2)の介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内で、知事が定める。

第14条の次に次の3条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第15条 算定政令第11条の2第1項第2号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を標準として、知事が保険料の水準の著しい上昇の抑制に配慮して定める。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第16条 算定政令第11条の2第1項第2号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、同条第4項第1号に規定する数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第17条 算定政令第11条の2第1項第2号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第5項第2号に規定する数とする。

- 2 算定政令第11条の2第5項第2号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内で、知事が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

子ども・子育て支援納付金の徴収に関し必要な事項を定める等のため提案するものである。

議第53号

山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について

山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例（平成18年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第48条第1項」を「第58条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第54号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

1 試験	1 試料	2,460円
------	------	--------

 を

1 試験	1 項目	2,180円
------	------	--------

 に、

5,860円

 を

3,310円

 に、

1 試験	24時間	29,500円
1 試験	1 試料	4,630円
1 試験	1 試料	14,300円
1 試験	1 試料	7,380円

を

1 試験	1 試料	13,400円
1 試験	1 試料	3,640円
1 試験	1 試料	9,800円
1 試験	1 試料	7,390円

に、

740円

を

760円

に、

2,420円

 を

2,430円

 に、

5,900円

 を

6,210円

 に改め、同表の備

考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 非破壊試験に係る手数料の額の範囲は、測定時間が1時間を超える場合に限り、9,800円にその1時間を超える測定時間30分につき4,000円を加算した額以下とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県工業技術センターにおける受託事務の手数料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第55号

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例

山形県高度技術研究開発センター条例（平成6年2月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表2 設備の項の表中 「16,680円」 を 「18,720円」 に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県高度技術研究開発センターの使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第56号

山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例の制定について

山形県総合文化芸術館条例の一部を次のように改正する。

山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分			金額					
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	全席使用	土曜日等	48,300円	69,600円	89,500円	117,900円	159,100円	207,400円
		上記以外の日	39,900円	59,600円	75,200円	99,500円	134,800円	174,700円
	1階席及び2階席使用	土曜日等	38,600円	55,700円	71,600円	94,300円	127,300円	165,900円
		上記以外の日	31,900円	47,700円	60,200円	79,600円	107,900円	139,800円
	1階席のみ使用	土曜日等	33,800円	48,700円	62,700円	82,500円	111,400円	145,200円
		上記以外の日	27,900円	41,700円	52,600円	69,600円	94,300円	122,200円
	ホワイエのみ使用							1平方メートル当たり 78円
	小楽屋1 小楽屋2		800円	1,000円	1,000円	1,800円	2,000円	2,800円
	小楽屋3 小楽屋4		400円	600円	600円	1,000円	1,200円	1,600円

中楽屋 1	全部使用	700円	900円	900円	1,600円	1,800円	2,500円
	分割使用	400円	500円	500円	900円	1,000円	1,400円
中楽屋 2 中楽屋 3		400円	700円	700円	1,100円	1,400円	1,800円
大楽屋 1		1,000円	1,300円	1,300円	2,300円	2,600円	3,600円
大楽屋 2 大楽屋 3		800円	1,000円	1,000円	1,800円	2,000円	2,800円
スタジオ 1		5,800円	7,200円	7,200円	13,000円	14,400円	20,200円
スタジオ 2	全部使用	6,500円	7,800円	7,800円	14,300円	15,600円	22,100円
	分割使用	3,300円	3,900円	3,900円	7,200円	7,800円	11,100円
練習室 1		3,600円	4,400円	4,400円	8,000円	8,800円	12,400円
練習室 2		1,900円	2,400円	2,400円	4,300円	4,800円	6,700円
練習室 3		1,900円	2,200円	2,200円	4,100円	4,400円	6,300円
練習室 4		600円	700円	700円	1,300円	1,400円	2,000円
会議室 1 会議室 2 会議室 3		1,300円	1,600円	1,600円	2,900円	3,200円	4,500円
ロビー							1平方メートル当たり 78円
ピロティ							1平方メートル当たり 11円

イベント広場		1平方メートル当たり 11円
規則で定める設備	規則で定める設備ごとに規則で定める額	

別表第2第1項の表の備考第2項中「大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。次項において同じ。）の」を削り、同備考第3項中「大ホール」を「大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県総合文化芸術館の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第57号

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和31年7月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 90円 」 を 「 110円 」 に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

家畜保健衛生所の手数料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第58号

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例
山形県漁港管理条例（昭和44年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

70円

」 を 「

81円

」 に、

60円
45円
15円

を

70円
52円
17円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可する漁港施設の占有に係る占有料について適用し、同日前に許可した漁港施設の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

漁港施設の占有料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第59号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

山形県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3項の表中	730円	を	790円	に、「52,460円」を「57,180円」に
	70円		80円	
	730円		790円	
	730円		790円	
	14,690円		16,010円	
	1,770円		1,920円	

改める。

別表第3第1項の表悠創の丘の項中「190円」を「200円」に、「750円」を「810円」に、「420円」を「450円」に改め、同表蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの項中「10,290円」を「11,210円」に、「20,580円」を「22,420円」に、「130円」を「140円」に、「260円」を「280円」に、「4,110円」を「4,470円」に、「8,220円」を「8,940円」に、「50円」を「60円」に、「100円」を「120円」に、「2,060円」を「2,240円」に、「4,120円」を「4,480円」に改め、同表庄内空港緩衝緑地の項中「210円」を「220円」に、「420円」を「440円」に、「1,150円」を「1,250円」に、「3,250円」を「3,540円」に、「270円」を「290円」に、「540円」を「580円」に、「1,340円」を「1,460円」に、「2,680円」を「2,920円」に改め、同表最上中央公園の項中「910円」を「990円」に、「1,820円」を「1,980円」に、「1,800円」を「1,960円」に、「3,600円」を「3,920円」に、「9,020円」を「9,830円」に、「36,100円」を「39,340円」に、「450円」を「490円」に、「900円」を「980円」に改め、同表最上川ふるさと総合公園の項中「120円」を「130円」に、「500円」を「540円」に、「690円」を「750円」に、「19,940円」を「21,730円」に、「39,880円」を「43,460円」に、「270円」を「290円」に、「540円」を「580円」に改め、同

表山形県総合運動公園の項中	児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,040円	を

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,130円	に、「2,080円」を「2,260円」に、「4,160円」を

「4,520円」に、「10,390円」を「11,320円」に、「41,550円」を「45,280円」に、「50円」を

「60円」に、

1人1時間当たり 100円

を

1人1時間当たり 120円

に、「490円」を「530円」に、

「980円」を「1,060円」に、「1,210円」を「1,310円」に、「2,420円」を「2,620円」に、「2,440円」を「2,650円」に、「4,880円」を「5,300円」に、「12,170円」を「13,260円」に、「48,690円」を「53,070円」に、「610円」を「660円」に、「1,220円」を「1,320円」に、「310円」を「330円」に、「620円」を「660円」に、「30円」を「40円」に、「60円」を「80円」に、「460円」を「500円」に、「920円」を「1,000円」に、「930円」を「1,010円」に、「1,860円」を「2,020円」に、「4,620円」を「5,030円」に、「18,470円」を「20,130円」に、「230円」を「250円」に、「110円」を「120円」に、「220円」を「240円」に、「20円」を「30円」に、

上記以外の場合	1人1時間当たり 40円
---------	-----------------

を

上記以外の場合	1人1時間当たり 60円
---------	-----------------

に、

「2,020円」を「2,200円」に、「4,040円」を「4,400円」に、「1,010円」を「1,100円」に、「140円」を「150円」に、「280円」を「300円」に、「270円」を「290円」に、「540円」を「580円」に、「420円」を「450円」に、「840円」を「900円」に、「1,840円」を「2,000円」に、

「3,680円」を「4,000円」に、

1人1回当たり 100円

を

1人1回当たり 110円

に、「200円」

を「220円」に、「530円」を「570円」に、「1,060円」を「1,140円」に、

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 380円
--------------------	----------------

を

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 410円
--------------------	----------------

に、

「760円」を「820円」に、「190円」を「200円」に、

上記以外の場合	1時間当たり 380円
---------	----------------

を

上記以外の場合	1時間当たり 400円
---------	----------------

に、「520円」を「560円」に、

上記以外の場合	1時間当たり 1,040円
---------	------------------

を

上記以外の場合	1時間当たり 1,120円
---------	------------------

に、

「1,930円」を「2,100円」に、「3,860円」を「4,200円」に、「7,720円」を「8,400円」に、「19,310円」を「21,040円」に、「77,220円」を「84,160円」に、「1,450円」を「1,580円」に、

「2,900円」を「3,160円」に、

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,280円
--------------------	------------------

を

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,390円
--------------------	------------------

に、「2,560円」を「2,780円」に、「970円」を

「1,050円」に、「1,940円」を「2,100円」に、「640円」を「690円」に、

上記以外の場合	1時間当たり 1,280円
---------	------------------

を

上記以外の場合	1時間当たり 1,380円
---------	------------------

に、

「480円」を「520円」に、「960円」を「1,040円」に、

児童生徒等が使用 する場合	1人1時間当たり 40円
------------------	-----------------

を

児童生徒等が使用 する場合	1人1時間当たり 50円
------------------	-----------------

に、

「80円」を「100円」に改め、同表中山公園の項中「1,090円」を「1,180円」に、「2,180円」を「2,360円」に、「2,170円」を「2,360円」に、「4,340円」を「4,720円」に、「2,400円から5,670円まで」を「2,610円から6,180円まで」に、「9,600円から22,660円まで」を「10,460円から24,690円まで」に、「146,900円」を「160,120円」に、「445,940円」を「486,070円」に、「450円」を「490円」に、「900円」を「980円」に、「1,190円から2,820円まで」を「1,290円から3,070円まで」に、「360円」を「390円」に、「720円」を「780円」に、「170円」を「180円」に、「340円」を「360円」に、「730円から2,090円まで」を「790円から2,270円まで」に改め、同表弓張平公園の項中「270円」を「290円」に、「540円」を「580円」に、「2,100円」を「2,280円」に、「4,200円」を「4,570円」に、「1,570円」を「1,710円」に、「3,150円」を「3,430円」に、「5,250円」を「5,720円」に、「10,490円」を「11,430円」に、「240円」を「260円」に、「480円」を「520円」に、「490円」を「530円」に、「980円」を「1,060円」に、「50円」を「60円」に、「100円」を「120円」に、「310円」を「330円」に、「620円」を「660円」に、「250円」を「270円」に、「500円」を「540円」に、「120円」を「130円」に、「30円」を「40円」

100円	
100円	
100円	
100円	
320円	
210円	420円
50円	100円
100円	

100円	
90円	
520円	
110円	
430円	860円
100円	
20円	
1,850円	
32,000円	160,010円
5,970円	9,910円
9,910円	17,780円
100円	
20円	
1,500円	
100円	
110円	
1,140円	
110円	
110円	
100円	
100円	
650円	

に、「60円」を「80円」に改め、同別表第2項の表中

	140円
	590円
	390円
	1,550円
1,030円	2,060円
430円	860円
270円	
280円	
280円	
850円	
650円	1,300円
100円	
640円	
70円	
750円	
680円	
100円	
50円	
570円	
50円	
100円	
3,630円	

を

120円	250円
50円	100円
100円	
720円	1,450円
700円	
300円	590円
1,750円	2,180円
1,470円	1,760円
300円	590円
1,160円	2,320円
700円	1,400円
440円	880円
440円	
24,130円	155,290円
220円	440円
220円	440円
	100円
	100円
	100円
	10円
	170円
	100円

400円

110円	
110円	
110円	
110円	
340円	
220円	450円
60円	110円
110円	
120円	
100円	
560円	
120円	
460円	930円
110円	
30円	
2,010円	
34,880円	174,410円
6,500円	10,800円
10,800円	19,380円
110円	

30円	
1,630円	
120円	
120円	
1,240円	
120円	
120円	
110円	
110円	
700円	
	150円
	640円
	420円
	1,680円
1,120円	2,240円
460円	930円
290円	
300円	
300円	
920円	
700円	1,410円
110円	

に改める。

690円	
80円	
810円	
740円	
110円	
60円	
620円	
60円	
110円	
3,950円	
130円	270円
60円	110円
110円	
780円	1,580円
760円	
320円	640円
1,900円	2,370円
1,600円	1,910円
320円	640円
1,260円	2,520円
760円	1,520円
470円	950円

470円	
26,300円	169,260円
230円	470円
230円	470円
110円	
110円	
110円	
20円	
180円	
110円	
430円	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

都市公園の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第60号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について

山形県空港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形空港に係る着陸料を10分の1とする期間及び着陸料を徴収しない期間を延長するため提案するものである。

議第61号

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例
 山形県立学校施設使用料条例（昭和39年10月県条例第71号）の一部を次のように改正する。
 本則の表中備考以外の部分を次のように改める。

区 分		使用料の額
体育館 柔剣道場 講堂 会議室	330平方メートル未満	1,020円
	330平方メートル以上 660平方メートル未満	2,070円
	660平方メートル以上 990平方メートル未満	4,170円
	990平方メートル以上	6,280円
教室	1 室	360円
弓道場 相撲場		1,020円
屋外運動場	グラウンド	2,070円
	テニスコート	1 面 630円
プール		2,070円
宿泊施設	宿泊を伴わない場合 1 室	360円
	宿泊を伴う場合	750円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

県立学校の施設の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第62号

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄宿舎 指導員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
市町村立 学校	人 5,623	人 313	人 61	人	人	人 339	人	人 12	人 6,348
県立中学 校	36	2				2		3	43
県立特別 支援学校	834	26		73	24	50		65	1,072
県立高等 学校	1,661	51			137	141	12	107	2,109

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童及び生徒並びに学級の数の変動等に伴い、学校職員の定数を変更するため提案するものである。

議第63号

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「89,820キロワット」を「90,020キロワット」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

電気事業の用に供する水力発電所の合計最大出力を変更するため提案するものである。